

福崎町自治基本条例（素案）に対するパブリックコメントを実施しました

件名	福崎町自治基本条例（素案）
期間	平成25年2月8日から2月28日まで
受付件数	5通 57件

提出された主な意見とそれに対する町の考え方は、次の通りです

No.	区分	項目等	意見概要	町の考え方
1.	背景		条例を制定する背景が必要である。	地方分権の進展により、市町村へ権限が移譲され、自治体や住民には、自己決定と自己責任に基づく自主、自立の精神が強く求められています。本町においても、これまでの取り組みを踏まえ、自治の在り方を再定義するとともに、参画と協働によるまちづくりについて定めた条例が必要であると考えています。前文でも、「国においては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革が進展する中…」と触れています。 また、平成23年5月2日の地方自治法改正により、総合計画の基本構想を定めることの義務付けは廃止されましたが、本町では総合的で計画的な町政運営を行うためには、基本構想を策定することが必要であることから、本条例において策定することを定めます。
2.	全体		先行市町と本町条例(素案)を比較すると、「自治の基本理念」、「行政組織」、「法務」、「公益通報」、「外郭団体」、「国際交流」などが本町にないのはなぜか。	「自治の基本理念」については、条例(素案)の前文中に盛り込んでいます。「外郭団体」については本町にはありません。また、「行政組織」、「法務」、「公益通報」、「国際交流」も重要ですが、条文を検討する中で、本町にとって特に重要であると考えられるものを条文化しています。
3.	全体		本条例について、インターネット上では負の面を持つことも取り沙汰されている。先行市町での運用状況の確認や、説明会が必要ではないか。	ご指摘のとおり、インターネット上では反対意見もありますが、地方分権・少子高齢化へ対応すべく、参画と協働のまちづくりを推進するためには条例制定が必要と考えています。 先行市町の、運用状況を確認しつつ条例の検討を行っています。運用面では、現在特に問題もなく、これまで以上に町民意見が集まるなど参画が推進されるようです。 また、条例制定後の周知方法については、広報紙への掲載やパンフレットの作成や説明会など効果的な方法を検討していきます。
4.	全体		自治基本条例に、明確に反対である。この条例は多くの危険性を行政に取り込んでしまう。その一つが「町民」の定義である。住民票を持つ自治体内居住者以外にも、その自治体内に通勤・通学する人や事業所を持つ企業、その上、「その自治体内に関連する事業を行っている団体」「その自治体に関心を持っている人」まで含まれている条例にいたっては「誰でも町民」となってしまう。これらに目をつけて、反社会的団体が簡単に地方行政に直接関与でき、影響を与えることが出来る条例になる。	地域社会の課題解決やまちづくりを推進するためには福崎町に関わる幅広い人々の協力や連携が必要であることから町民の範囲を広く捉えていますので、通勤、通学する方、町内で事業を行う人や法人、自治会や様々なボランティア活動などを行うグループ及び団体も町民としています。 また、憲法第12条において、権利に関し、「これを乱用してはならない」、「常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う」と規定されています。住民の福祉に反する活動を行う人・団体との参画や協働等は行わないものと考えています。
5.	全体		「その自治体の最高規範とする。」「その自治体の憲法に相当する。」といった、あたかも憲法や法律以上の条例であるように見せかける条文があることや、既存の条例を拘束するような条文、地方自治法で定められている事項に屋上屋を重ねるような条文、また、既存の法律や条令と整合性の取れない条文など、多くの問題が含まれている。	我が国の法体系は、日本国憲法を頂点としたものであり、地方自治法第14条第1項に定めるとおり、条例は法令に違反しない場合にのみ制定できます。条例間に優劣はありませんが、町政運営の基本的なルールを定めるのが自治基本条例であることから、この条例は、本町の条例体系の規範として位置付けられ、他の条例、規則等の制定や改廃を行う際には、この条例の趣旨を尊重し、整合を図るものと考えています。
6.	全体		この条例による「町民」の定義により、住民投票条例において外国人が投票権を持つようになることも、外国人参政権の外堀を埋められていくことにも繋がる。	地方自治法第10条第1項では「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。」と規定されており、この「住民」には、自然人・法人の双方を含み、かつ、国籍を問わないと解釈されています。 外国籍であっても福崎町に居住・通勤・納税されている方を町民の範囲から外すことはできないと考えています。 ただし、危惧を抱かれているように、具体的な権利や責務、受益や負担が問題になってくる場合は、その内容に照らしてそれぞれの条例等(例えば住民投票条例など)で改めて範囲を限定する必要があると考えています。

7.	前文		前文 ① 6行目 「先人のたゆまぬ努力」→「日本国及び福崎町を良くしようとする先人のたゆまぬ努力」 ② 8行目 「まちに発展させ、未来の」→「まちに発展させ国を豊かにし、未来の」 ③ 9行目～11 行目 「これまでも～目指してきました。」→まだ実現できていない印象が残る ④ 12 行目～14 行目 「こうした～なってきます。」→「町民が福崎町を構成している主体である事を自覚するためには、先ず町長、議会の質を高めると言う意味でも、投票率を100%にする事を一番の目標にする事を目指して」はどうか？先の町長選、議会補欠選においても比較的投票率の高かった福崎町なので、こんな条例を制定しなくても町民の意識はかなり町に向いていると思う。 ⑤ 15 行目～18 行目 「一方～必要です。」において、国は「地域主権」ではなく「地方分権」を謳っている。主権は国家にある事を前提にしない条例は違法性を疑われる。地域のことは地域で決定する社会の実現を【求められている】のではなく、地域から【求めている議論されている】が現状である。認識が間違っていると思う。解釈の違いだと言うのなら、いかようにも解釈できる条例は混乱の元である。 ⑥ 17 行目 「町民、議会及び町長等」が、議会、町長が町民と同じ立場のような表現でおかしい。また、町長等の「等」は公僕であることからこれも同じ立場のような表現はおかしい。 ⑦ 19 行目～22 行目 「大切なのは～いきます。町民が、議会や町長等と協力し」と言うよりは、「議会や町長等が町民の望むまちづくりに挑戦していく決意と行動を起こせるように、益々町民みんなで力を合わせ議会や町長等を支え、盛り上げて行く事が必要です。」 ⑧ 23行目 「町民主体のより質の高い」→「より質の高い代議制民主主義の」 ⑨ 24 行目 「よりよい公共サービスを受けることができる」→「よりよい公共サービスを受けることができるようにするため、気持ちよく納得して納税できる「町政運営の実現」 ⑩ 27 行目 「この条例が、未来に誇れる」→「この条例が、日本と未来に誇れる」	平成 12 年 4 月、地方分権一括法が施行され、国と地方の役割分担の明確化、機関委任事務制度の廃止、国の関与のルール化等が図られました。各地方公共団体は自らの判断と責任により、地域の実情に沿った行政を展開していくことを求められています。そして、現在、地域の住民一人ひとりが自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負う「地域主権」の確立を目指した取組として、「地域主権改革」を政府一体として進められています。 同じ目的のために、対等の立場で協力して共に働くことが協働です。協働のまちづくりを進める上で対等の立場は必要であると考えます。「町長等」は地方自治法等に規定される「執行機関」とわかりやすい表現としたものです。 地方分権の趣旨は、自己責任と自己決定の考えに基づいて、地方自治体の創意工夫に満ちたまちづくりを行うことにあります。まちづくりを町主導で進めてきましたが、少子高齢化が進むこれからの時代は、町民と共に「協働のまちづくり」を進めることが必要です。 町民のみなさんに理解いただきやすくするために、できるだけ平易で、わかりやすい文章を第一に、また、強調するところは表現を考えた上で記載しています。
8.	第1条	目的	第1条 町長と議員を選ぶ権利があることで既に町民主体である事を強調すべき。町民主体の大前提が選挙である事の認識が薄いのがそもそもの問題。町民の役割はよく勉強し、投票の権利を駆使することである。	ここではなぜ条例を作るのか、その目的を定めています。自治基本条例は、自治の基本原則を明らかにし、これを具体化するための自治の主体である町民、議会及び町長等の果たすべき責務を明らかにすること、また、町政運営の基本的な事項について定めることにより、参画と協働によるまちづくりを推進し、「福崎の自治」の実現を目指そうとするものです。
9.	第2条 第 1 号	定義 町民	第1条の目的が明確になれば、ここは必然的に福崎町で投票権を持つ有権者(住民)とその有権者に扶養されている者になるはずである。	地域社会の課題解決やまちづくりを推進するためには福崎町に関わる幅広い人々の協力や連携が必要であることから町民の範囲を広く捉えていますので、通勤、通学する方、町内で事業を行う人や法人、自治会や様々なボランティア活動などを行うグループ及び団体も町民としています。

10.	第2条 第2号	定義 町長等	等でくるとわかりにくい。条例なので条文の中には等を使わずいちいちしっかり明確に書き出すべき。認識や解釈の違いはトラブルの元。	こちらは、地方自治法等に規定される「執行機関」を、わかりやすく表現するために「町長等」と定めています。 「執行機関」とは、行政事務を遂行する機関をいいます。本町の場合、地方公共団体の長である町長と行政委員会である教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会を指します。ただし、公平委員会については神崎郡3町で共同設置していますので、本条例(素案)からは除外しています。
11.	第2条 第3号	定義 町	行政を監視する議会が町長等と一緒にくられると【談合】の印象が強くなる。議会や町長等と住民が協力しようと言う定義なら、この「町」に住民が入っていないのはおかしい。既に条例の目的から脱している。	この条例において、町長をはじめとする執行機関とその補助機関である職員で構成される行政と、議員と議会事務局で構成される議会を「町」と整理しています。
12.	第2条 第4号	定義 参画	参画の定義の前に、地域のまちづくりの定義、町政の定義を明確にしてもらわないと、すごく曖昧でわかりにくい。これこそ解釈や認識の違いでトラブルが発生しかねないと思う。	「まちづくり」とは、条例において、「住みよい地域社会をつくるために取り組む公共的活動の総体」と捉えております。「町政」は、「町が行うまちづくり」を意味しており、「まちづくり」の中に「町政」「地域のまちづくり」も含まれますが、現状の方が町民のみなさまにはわかりやすいと考えています。
13.	第2条 第5号	定義 協働	町民(ここの定義でいうと他市住民)と、町長、議会が対等であるのは、それ以外の住民にとってこの上ない不公平である。納税の額に雲泥の差がある住民同士でもそれが原因で対等でないのは問題であるが、選挙によって選ばれた議会、町長と、誰にも選ばれていない町民が対等でおれるはずがない。しかも目的が同じでなければ協力しなくてもいいと解釈できるこの条文はおかしい。 解説の中にある「過度な行政依存」「過度な行政主導」これも個々によって認識が異なることから、曖昧すぎてトラブルの元になると思う。	ここで、町民と町が対等としているのは、「協働」する場合において両者が同程度の負担を負うというのではなく、「命令・服従」の関係にないということです。協働には、「町民同士」や「町民と町」があると捉えています。それぞれの立場で協働できるところは協働していこうとするものです。
14.	第3条 第1項	条例の 位置づけ	「この条例の主旨を最大限に尊重、この条例との整合を図るものとする。」とはこの条例に上位性を持たせ、条例に上下関係はないという法の趣旨に反する。それは実際にそうであるなしに関わらず「上位性だと感じる」時点で違法だとの認識が必要だと思う。既に私が違法だと感じているからこの位置付けの条文はなくすべきである。	ご意見のとおり条例間に優劣はありませんが、町政運営の基本的なルールを定めるのが自治基本条例であることから、この条例は、本町の条例体系の基本となる規範として位置付けられます。
15.	第3条 第2項	条例の 位置づけ	よく見ると、この条例の改廃はできないような条文だと解釈する事もできる。条例の改廃は地方自治法にも認められているので、違法の重ね塗りである。	本条例(素案)第27条(条例の見直し)を定めています。町民意見や社会情勢の変化などを踏まえて検討を行い、見直しなどの措置を講じる必要があると判断した場合に、検討していくこととなります。
16.	第4条 第1号	基本原則 情報共有	まちづくりの定義がないのだから、まちづくりに関する情報とは何か分からない。まちづくりの定義を明記しないなら、まちづくりに関する情報を定義してはどうか。	町民と町がまちづくりに関する情報を共有する原則を定めています。この原則を踏まえ、町民が町政に関する情報を知る権利を第5条「町民の権利」で規定するとともに、町が情報共有を行うための考え方等を、第4章「参画と協働」第1節「情報共有等」で表しています。
17.	第4条 第2号	基本原則 参画	この条例が本気なら、いっその事「町民の参画なしに町政運営、まちづくりは行ってはならない。」にしてみたらどうか。条例なら罰則規定も付けたらいいと思う。	町はまちづくりへの参画を推進し、町民は主体的にまちづくりに参画するという原則を定めています。
18.	第4条 第3号	基本原則 協働	目的が同じでないなら協力しなくても良い定義になっているので、この条文は第2条(5)と矛盾します。	ここでは、まちづくりを進めるにあたり、町と町民又は町民同士が協働するという原則を定めています。
19.	第5条 第1項	町民の 権利	町政に関する情報の定義と、知る権利を実施する手段が明記されていないので条文として何かわからない。	この条例において「町政に関する情報」とは、「公文書」を指します。その手段として、第18条「情報の公開」規定を設けています。
20.	第5条 第2項	町民の 権利	まちづくりが何を指すかわからない。やはりまちづくりの定義が必須不可欠である。	先にも述べましたが、「まちづくり」は、条例において、「住みよい地域社会をつくるために取り組む公共的活動の総体」と捉えております。

21.	第6条 第1項	町民の 役割	強い権利の割りには「努力義務」。車のシートベルトすら努力する人が少ないので 努力義務から義務になった。初めから義務にして罰則を付けたらどうか。	本条では、町民の努めを規定しています。町民に対しては、憲法や法令で定められている義務がありますが、ここでは、まちづくりを推進する上で、町民の主体性を尊重する努力義務として規定しています。
22.	第6条 第1項 第1号	町民の 役割	まちづくりの定義がないので、何にかかわったらいのかのかわかりにくい。	先にも述べましたが、「まちづくり」とは、条例において、「住みよい地域社会をつくるために取り組む公共的活動の総体」と捉えております。町民がまちづくりに主体的にかかわる役割があることを明記しています。
23.	第6条 第1項 第2号	町民の 役割	行政と協働すること。ここは「行政」で間違いないのか。	ここでは町民と行政が協働することを定めています。
24.	第6条 第1項 第3号	町民の 役割	民間の定義がないのでわからない。活動内容が何であっても良い活動団体と事業者だけが「民間」の定義で正解ですか？	ここでは町民同士の協働を指します。ご指摘を踏まえ、表現を修正します。 「民間相互で協働」⇒「町民相互で協働」
25.	第6条 第2項	町民の 役割	諸団体の町民活動に対して、地域の活性化が努力義務であるのはおかしい。元々地域の活性が目的で組織されたはずで、地域以外の活動を認めたと解釈されてしまいかねない。	町民のうち、「町民活動」を通じてまちづくりに取り組む団体等に対する責務を定めています。「地域コミュニティ活動」、「NPO活動」及び「ボランティア活動」のこれらの活動の全てが必ずしもまちづくりを担うものではないことから、これらの活動を通じてまちづくりに取り組む団体等は、その活動に努めることを規定しています。
26.	第6条 第3項	町民の 役割	事業者が法人を指しているとすれば、町民と定義されているそこで働く従業員との関係をわかりやすく明確にするべき。ややこしい。	町民のうち営利を目的に活動する事業者が、社会的責任を認識し、社会貢献活動に努めるということを定めています。事業者やそこで働く従業員も、地域社会を構成する一員として、法令遵守の徹底や環境の保全などの社会的責任を認識して、地域社会との調和を図り、社会貢献活動に努めていただきたいと思います。
27.	第7条	議会の 責務	他市住民の意思を的確に把握する必要があるのか？本当に町民の意思を的確に把握するつもりがあるなら、検討委員会で反対している住民の意思も的確に把握し、議会に持ち帰って頂きたい。	町民には町内へ通勤・通学する者なども含んでおり、まちづくりに関わっていただいているので、意思の把握は必要であると考えています。
28.	第8条	議員の 責務	町民全体の利益を考えるなら「会派」はなくした方がいいのでは？ 支持母体の意見を優位に反映しようとしがちな日本の議会の体たらく解消にもなるのではないかと思う。	ここでは、議員の責務として公正で誠実な議会活動を行い、町民の信頼に応えることを定めています。
29.	第9条 第1項	町長等の 責務	わかりにくいので町長等の等を全部書き出すべきである。条例文であるから、スペースをケチる事はないと思う。かえって定義を確認しにいく手間が省ける。町長の権限に属する事務を一覧にしてわかりやすくすべきである。	先にも述べましたが、地方自治法等に規定される「執行機関」をわかりやすい表現とするため「町長等」と定めています。
30.	第9条 第3項	町長等の 責務	「町長は住民が納得し喜んで納税できるような政策を講じるものとする。」を追加していただきたい。	少しでも多くの町民にご理解いただき納税していただけるよう、方策を検討していきます。
31.	第10条	職員の 責務	第10条3.職員の責務・自覚が明記されていて良い。	条文化することにより改めて職員の責務を明確にしています。
32.	第10条 第1項	職員の 責務	全体とは何か。「日本国民たる良心に従い法令、条例～」にしていいただきたい。	ここでは、職員が「一部の奉仕者」ではなく「全体の奉仕者」であることは、憲法第15条第2項において、また、職員の職務に専念する義務は、地方公務員法第30条第1項において、それぞれ規定されており、それらを再確認するものです。
33.	第10条 第2項	職員の 責務	職務の遂行に当たっては、国家主権に外れる事がない事を前提に町民の視点に立ち～にしていいただきたい。	ここでは、職員が職務の遂行する心構えとして、町民の目線を持つことを定めています。
34.	第10条 第3項	職員の 責務	「.職務遂行のために国家感を養うよう努める。」にしていいただきたい。	ここでは、職員が職務を適正に遂行するため、自らの知識や技能の向上に努めることを定めています。
35.	第11条 第1項	総合計画	行政運営の前にいちいち議会の議決を経るのはいいことだと思う。但し、町の定義で談合のような扱いになっている点が気になる。	本条では、平成23年5月の地方自治法の改正に伴い、市町村の基本構想の策定義務が撤廃されましたが、本町では、今後も総合計画に基づく総合的で計画的な行政運営を推進していく必要があると考えたことから、同計画の策定根拠として規定しています。

36.	第11条 第2項	総合計画	この条例の定義から言うと福崎町の総合計画に福崎町住民が了承しても、他市住民が反対すれば、それも反映すると言う事か？	総合計画の策定の際には、町民意見の聴取を行うことを規定しています。町民から聴取した意見については、検討の結果、可能なものを反映するよう努めることとしています。
37.	第12条 第1項	効率的で 効果的な 行政運営	行政改革の定義をつけていただきたい。	「行政改革」とは、まちを取り巻く環境の変化に適応し、将来にわたって「住民の福祉の増進」を図るため、行政のムダを排除しつつ、最適な姿を目指して変わり続けていく取り組みのことです。
38.	第12条 第2項	効率的で 効果的な 行政運営	PDCAサイクルの言葉を使う必要性がわからない。	ここでは、事業の継続的な評価や見直しを行い、常に行財政改革に取り組むことを定めています。PDCAサイクルは、マネジメントでたびたび使用される言葉です。
39.	第13条 第2項	財政運営	町民にわかりやすく説明とありますが、手段を明記していただきたい。	予算や決算などに関する情報を「わかりやすく公表する」手段としてとは、広報紙やホームページ等を通じて、町民のみなさま理解しやすい表現で公表することを考えています。
40.	第14条	危機管理	住民の生命等の安全について具体的であるのは何も防災さけではない。政府が韓国産キムチやヒラメの検疫免除を実施してから、赤痢などの健康被害が実際に 出ている。 条例で危機管理を謳うなら、国の安全基準よりも高い基準を設け、国のみならず、海外で発信される情報収集に努め、住民の生命の安全を確保していただきたい。 国がそうする前に、中国のPM2.5を光化学スモッグ並に対応するのもその一つではないか。 くれぐれも町政の都合で、「国のせい」を乱発しないように願う。	本条では、地震や水害などの災害や不測の事態に備えるため、危機管理に対する考え方について規定しています。 危機管理において、国・県・市町村のそれぞれの立場での考え方があります。そこで、本町において町民の生命と安全等を確保する体制や、災害時等の緊急を要する場合には、町民や関係機関と連携・協力や相互支援を行うことが必要であることを明らかにしています。
41.	第15条	行政手続	別の条例とはせずに、「福崎町行政手続条例」と書いていただきたい。	ご指摘を踏まえ、表現を修正します。 「別に条例」⇒「福崎町行政手続条例(平成9年福崎町条例第2号)」
42.	第16条 第1項	説明責任 等	説明責任が書いてあるだけで、説明方法(手段)が書いてない。	ここでは、行政に対する意見等の重要性を十分理解し、誠実にその内容を受け止め、町民にわかりやすく説明することを定めています。
43.	第16条 第2項	説明責任 等	要望、意見の集約手段が明記されていない。現在どんな方法があるか。	行政運営に関する意見や要望等を受けた場合には、適切に対応し、その内容を事業の改善に反映するよう努めることを定めています。「意見及び要望等」とは、町民から行政運営に対する意見、要望、提言、提案、相談、依頼その他町長等や職員に何かをするように又はしないように求める一切の行為やこれらに類似している行為を指します。
44.	第17条	情報共有 と提供	具体的な手段も明記されていないので、恐らく現状維持に留まると思う。	町が、積極的に町政情報の提供に努めることや、町民と行政の間で町政情報やまちづくりに関する情報を交換するなど、情報の共有を推進することを定めています。公益的な活動の普及や参加の促進などの情報提供を行い、町民が積極的に参画できる仕組みづくりを進めます。
45.	第18条	情報の 公開	別の条例とせず「福崎町情報公開条例」と明記する。 以下第15条と同じ	ご指摘を踏まえ、表現を修正します。 「別に条例」⇒「福崎町情報公開条例(平成12年福崎町条例第17号)」
46.	第19条	個人情報 保護	別の条例とせず「福崎町個人情報保護条例」と明記。以下第15条と同じ	ご指摘を踏まえ、表現を修正します。 「別に条例」⇒「福崎町個人情報保護条例(平成13年福崎町条例第2号)」
47.	第20条	参画の 推進	政策等の立案、実施、評価、改善の各過程が、他市住民だけの参画で行われても良しとするか？ 昼間は仕事で参画できない者、祝祭日には仕事で参画できない者、夜は仕事で参画できない者に公平に参画する機会をどうやって確保するのか？ 「機会」について具体的に明記していただきたい。	できるだけ幅広い町民の皆様に参画していただく機会を設けるよう定めたものです。参画は、町民の皆様の意思に基づくものであり、強制されるものではありません。また、参画しないことによって町民に不利益はありません。
48.	第21条	町民意見 の聴取	説明にあるようにパブリックコメントの事なら、条文中にパブリックコメントと明記していただきたい。	「町民意見の聴取」は、町民の皆様に対し、わかりやすい表現するために「パブリックコメント」としています。

49.	第22条	附属機関等への参加等	附属機関には法的根拠があるのはわかったが、審議会の位置づけを、審議会の出す提言の権限の具合も含めてもう少し詳しい説明を付けていただきたい	「附属機関等」とは、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置される「附属機関」と、町民の意見を政策等の決定を行う際の参考とすることを主な目的として要綱等に基づき設置される「審議会等（名称は様々）」をいいます。要綱に基づく組織には、行政決定権限をもたいと言われています。
50.	第23条	住民投票	この内容なら、地方自治法の通りとすればよいと思う。そんな権利があるという事を知らしめるだけで十分だと思う。	本条では、参画の手法として、「住民投票」があることを明記しています。
51.	第3節	協働	定義で共通の目的がないなら必要なし（一解釈）とあるし、あくまで、町民、議会、町長等が対等な立場と有り得ない定義である以上この節自体の必要がない。	先にも述べましたが、ここで、町民と町が対等としているのは、「協働」する場合において両者が同程度の負担を負うというのではなく、「命令・服従」の関係にないということです。協働には、「町民同士」や「町民と町」があると捉えています。それぞれの立場で福祉の増進において協働できるところは協働していこうとするものです。
52.	第25条	町民活動への支援	上記の意見を無視し、あえてこの条文をそのまま採用するとなった場合、他市住民や、まちづくりの定義がないのでとにかく集まった団体等に町の予算をばら撒くだけの条文である事は指摘させて頂く。	町民が協働によるまちづくりに於いて支援することを定めています。協働する町民の自主性や自発性を尊重した支援策を検討します。具体的には、活動に関する相談や人材育成などの支援を考えています。
53.	第26条	国や他の地方公共団体との関係	現在は国と県と町が対等な立場ではない。 だから道州制などが言われているのだと思う。 但し、道州制も「国家主権」を無視して推し進められるのはおかしいので、正しい地方分権になるのなら、正しい町の立場を確立したらいいのではないかな？ 地方分権改革もまだ何も形が見えていないのに、ここで誤解を招くような条文の採用は控えるべきだと思う。	地方分権改革により、国と地方公共団体とは対等で相互に協力する関係であることが明らかにされています。多様化する行政課題の解決に向けては、本町だけで対応することは困難です。このため、国や県との協力や近隣の市町等と連携などが必要であるため、町と国や他の地方公共団体との関係の考え方について規定しています。
54.	第27条	条例の見直し	「町長は」では、行政の監視にならない。「議会が」とし、必要があれば改廃できるようにしておくべきである。	本条例は、自治の基本理念や基本原則を明らかにするものであり、本来は容易に変更すべきものではありませんが、社会情勢が急速に変化している現状において、その内容について必要に応じ検討することとしています。見直しなどの措置を講じる必要があると判断された場合には、町民を含めた附属機関等を設けて、意見を聴くこととなります。見直しが必要と判断されれば変更等を加えるということになります。また、条例の制定・改廃は議会の議決が必要であることから、議会の意思は反映されることになります。

<その他の意見等>

【参 考】

No.	区分	項目等	意見概要	町の考え方
55	参考		本条例(素案)に目を通し、町の自治に町民も参加する主旨が書かれてあったと思うが、具体的な内容ではなかったなので意見は思いつかない。	町民、議会、行政それぞれの役割を明確にし、参画と協働によるまちづくりを推進しようとするものです。具体的な参画や協働の方法については、今後の施策等の中でお示ししていきたいと考えています。

【その他】

No.	区分	項目等	意見概要	町の考え方
56	その他		パブリックコメントの際には、貸し出し用冊子の設置を要望する。	今後、パブリックコメントの実施方法についても検討いたします。

【町 政】

	区分	項目等	意見概要	町の考え方
57	町政		広報紙を見て、催しなどを詳しく知ることができるので、今後も内容を充実させてほしい。川西での買い物が不便である。福崎駅前の開発にも力を入れていただきたい。町会議員の活動報告も知りたい。	情報提供についても多様な方法でわかりやすく迅速に行っていきたいと考えています。 また、町民意見の把握にも努めていきます。 議員については、現在、議会基本条例の検討を行っており、本条例では議会、議員の責務についてのみ規定しています。